

障第1577号
令和7年3月17日

各障がい福祉サービス事業所代表者 様

岐阜県健康福祉部長

「意思表示が自身のみでは困難な障がい者のための
『わたしの将来の生活ビジョン』の作成に関するガイドライン」の送付について

日頃より本県の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、高齢期を迎える障がい者の「親亡き後」も踏まえた支援体制の整備のため、令和2年度から「高齢障がい者のための障がい福祉・介護連携推進事業」を実施してまいりました。本事業を通して、高齢期を迎える障がい者等及び高齢の障がい者が、個人の尊厳が尊重された生活を送るためには、障がい者本人が自らの思いをしっかりと表明し、関係者がその思いを理解して共有していくことが重要であることが明らかとなりました。

そのため、県ではこの度、高齢期を迎える障がい者等の思いを共有するツールとして、意思表示が自身のみでは困難な障がい者のための意思表示様式である「わたしの将来の生活ビジョン」及びその作成に関するガイドラインを作成いたしました。

各事業者におかれましては、高齢期を迎える障がい者等における一層の福祉の向上を図るため、本ガイドラインを積極的に活用していただき、障がい福祉分野及び高齢福祉分野をはじめとした関係機関の相互連携を推進していただきますようお願いいたします。

<岐阜県ホームページ>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/420620.html>

※ 様式及びガイドラインのデータはこちらからダウンロードができます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 発達障害支援係		
係 長	奥 田	担 当	中 村
T E L	058-272-8314（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	nakamura-yukari1@pref.gifu.lg.jp		